

【論文】

博物館法改正に伴う資質向上を目的とする学芸員養成に関する考察

青木 豊

Yutaka AOKI

はじめに

今日の大学に於ける学芸員養成の実態^{註1}を看取した場合、確かに「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」が一貫して指摘するとおり、養成学芸員資質の向上の為の施策は、当然実施せねばならない重大事項であることに異論の余地はない。

しかし、改正立法の蓋然性は見出し難いと考える。つまり、博物館法の改訂をあたかも当然の如く俎上に載せ審議されているが、養成学芸員の資質向上の具体策が一連の検討協力者会議の報告の中でも常に明記されて来たとおり、それは大学養成科目及び単位数の拡充に尽きるのであれば、博物館法の改正ではなくとも博物館法施行規則の改正で十分であろう。

あくまで法の改正は、博物館法施行規則の範疇を凌駕した要件でなければならないことは当然であり、それも十分なる議論の結果であらねばならないのである。

昭和48年に通達され、長らく我が国の博物館経営の具体的指針となっていた「公立博物館の設置及び運営に関する基準」が平成15年6月に廃止され、「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」への改正、あるいは平成8年に改正された「博物館法施行規則」の両者を取っても必ずしも好ましい改訂ではなかったものと看取せられるところからも、博物館の最も基本となる博物館法であるが故に、将来に禍根を残すことがあってはならないのである。

かかる観点に立脚した上で、学芸員養成の立場から養成学芸員の資質向上を目的とする具体策を論述するものである。

1. 「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」の設置と推移

筆者が、「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」（以下 協力者会議）の存在を知ったのは、日本博物館協会が主催した平成18年度全国博物館大会に於て、文部科学省生涯学習政策局により平成18年9月29日付けの『『これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議』

設置要綱」と題する文書が配布されたことに始まる。

当該文書の「2 調査研究事項の(3)」に「学芸員資格制度の在り方について」が掲げられており、これを嚆矢としてこの後検討協力者会議によって、学芸員制度の改訂案が最重要要件として検討されていくこととなった。

○平成18年12月 博物館法改正に伴う意見交換会

検討協力者会議の副主査を務める水嶋教授の配布資料は、「新しい時代の博物館制度の在り方について（たたき台）未定稿」と題するもので、当該書の中に「学芸員資格要件の高度化の方向について（案）」と題し、大学における「博物館に関する科目」の科目構成や単位数についても拡充を前提とした上で、「博物館に関する科目」の修得の後、更に次の三項目が必要条件として明記されていた。

○博物館における一定年数（例：登録博物館5年以上）の実務経験

○博物館に関する専門的な科目（インターン経験等実践的な学修）、修士課程以上修了（又は修士相当の論文・経験・実績修了）

○国家試験の合格

以上の要件下での学芸員資格取得方法は、通常の社会認識では非現実的であることは明々白々であり、大学での所定の単位履修者は、「条件付学芸員資格」・「準学芸員」あるいは、本時点よりやや先行し用語として使用されていた「学芸員補」^{註2}とするなど、大学での養成学芸員の真の資質向上を考えるには、余りに現実と乖離した的はずれの考え方であると看取されるものであった。

仮に、登録博物館でのインターン制度やその上での国家試験が義務化された場合、学芸員資格取得者の激減と、これに伴う博物館学自体の疲弊と社会に於ける博物館の衰退を招く原因になることは十分予想し得る案であった。

尚、この（たたき台）案に対しては、上記の理由で筆者個人の考えとして平成19年1月19日に検討協力者会議に「博物館法改正に係る要望について」^{註3}と標する要望書を提出した。

また、平成19年1月下旬に、全国大学博物館学講座協議会東日本部会長である東北学院大学辻秀人教授は、（たたき台）案に反対する「学芸員資格要件の高度化の方向について（要望）」と題する要望書^{註4}を、文部科学省生涯学習政策局局長・社会教育課長宛に送付し（たたき台）に対する是正を申し入れた。

○平成19年2月26日 文科省と全博協との学芸員養成制度改革に関する意見交換

國學院大学に於て、宮田幸宏文部科学省生涯学習政策局社会教育課長補佐、行松泰弘同地域学習活動推進室長、毛利るみ子同指導研修係長お三方に対し、辻秀人（全博協東日本部会長）、芳井敬郎（全博協西日本部会長）、筆者（全博協委員長大学代表）の三名が前述の学芸員養成（たたき台）案に対する反対意見の陳述と、現行どおり学部養成での学芸員資格取得が従来どおりに継続できるよう申し入れを行なった。

○平成19年3月 新しい時代の博物館制度の在り方について（中間まとめ）

全博協からの再三の要望が功を奏してか、（たたき台）案の時点での三条件は表の如くの著しい改善が認められた。

平成19年5月末、上記の中間報告の中の、卒業時の資格で授与される（仮称）学芸員基礎資格で専門職として博物館勤務が具体的に可能かどうか極めて不明瞭であるところから、その確認と更に学部卒業時に取得できるとされる学芸員基礎資格で従来どおり博物館への専門職員として勤務が可能であるよう、全博協加盟大学を主とし140余大学の署名書と共に要望書を、伊吹文明文部科学大臣に提出した。

	たたき台	中間報告
資格名称	準学芸員・条件付学芸員	学芸員基礎資格（仮称）
実務経験	博物館に於ける一定年数の実務経験 （例：登録博物館5年以上）	1～2年の実務経験 更に「※2、実務経験には在学中の経験（インターン）等を含む」が記された
国家資格	国家試験	学芸員資格認定審査

「新しい時代の博物館制度の在り方について」での（たたき台）と（中間報告）の比較

○平成19年6月 検討協力者会議による最終報告 「新しい時代の博物館制度の在り方について」

全体的には（中間まとめ）と比較して、特段の変化は認められない。先ず、卒業時の資格名称も学芸員基礎資格（仮称）であり、当該資格により博物館における1年以上の学芸業務の実務経験により、国家試験や審査なく登録博物館の「学芸員」となる資格取得ができると明記したものであった。

更に、全博協が要望した大学卒業時の付与資格で博物館専門職員としての採用が可能な制度に関しては、第4章の3-①-（ii）「博物館に関する科目の体系的な学修」に次の如く明記されている。

なお、これらを履修することで博物館職員として最初のステップを踏めるものとし、単位履修者には「学芸員基礎資格（仮称、以下同じ。）を付与し、各博物館は、学芸員基礎資格を有するものを積極的に雇用し、日常的な職務の遂行による実務経験を積ませることを通じて有能な学芸員の育成に参画していくよう努めることが重要である。（傍線筆者）

上記の文面内容から想起し得ることは、現行の国家試験制度である。つまり、国家試験による合格者は厳密には学芸員補の資格であり、一年の実務経験後に学芸員資格となると言ったシステムであり、これを多分に踏襲したものと看取される。

2. 「新しい時代の博物館制度の在り方について」の内容に関する疑問点

○資格名称の変更

資格名称を現行の“学芸員”から、仮称としながらも“学芸員基礎資格”に法をして変更する必要性と目的は不明瞭である。そして、当該変更は、その経緯から判断しても明らかに学部養成での資格の降格を意図した名称変更であることは間違いない。ここでの要点即ち社会的要請は、名称の降格ではなく、あくまで学芸員の資質向上が最大の目的であることを忘れてはならないのである。

つまり、資格名称の変更は全くの不要であり、博物館法制定後56年間の慣用を徒に変更すべきではないのである。名称は変更せずとも資質の高度化は可能なのである。

○学芸員基礎資格と学芸員

大学卒業時に付与される（仮称）学芸員基礎資格で博物館に専門職として勤務出来得ることは確認した。しかし、一方卒業後大学院（修士）に進学し博物館学専門課程等を終了した者は、上級資格である学芸員資格が付与されることとなっている。ここに二つの疑問点が存在する。

まず第一点は、大学院修士課程に於ける博物館学専門課程等とは具体的に如何なるものを指しているのか。國學院大學大学院では30単位が修了必要単位数である。修論指導も本年度より4単位と数えることとなった。そうした場合、博物館学に関する通年4単位科目を3科目設定すれば良い事になるが、これで良いのであろうか。専門職大学院でない限り、基本的に大学院は研究の場であるから検討協力者会議が常に掲げて来た「実務経験」は現状の大学院では不可能である。

第二点は、大学院を終了し学芸員資格を持つ者と学部卒の学芸員基礎資格の両者が同一土俵で採用選考となった場合、如何であろうか。

しかし、この点は現状でも学芸員採用の多くは大学院終了者である現実からすれば、同様なかもしれないが、両者の間にはより一層の隔差が生ずることも予想しなければならない。

○登録博物館の「学芸員」となる資格

「新しい時代の博物館制度の在り方について」の中の「学芸員資格取得までの流れ（大学卒業者の場合）（イメージ）」と題するフローチャートは学芸員基礎資格の取得でもって博物館に勤務し、博物館における1年以上の学芸業務の実務経験により、「登録博物館の「学芸員」となる資格が取得できると理解できる。そうした場合、学芸員基礎資格では登録博物館へは勤務できないこととなるのではないか。

つまり、今後法改正により制度の変革は十分予想せねばならないが、学芸員基礎資格で勤務可能な博物館は相当施設と類似施設となり、資格に歴然たる隔差が生ずるのではないだろうか。検討協力者会議が表明している登録博物館への一本化が仮に実現した場合、学芸員基礎資格は有名無実の資格ともなる可能性を含んでいよう。

○資格名称変更がなされた場合の旧制度下の「学芸員」と新制度下の「学芸員」の区別

上記二者の「学芸員」資格は、少なくとも今後50年以上同時併存することになる。両者の識別は、大学院修了書や単位取得証明書等で可能であるだろうが、表面的には困難であり、混乱を来

たす事は必致であろう。具体的には、学芸員基礎資格・(新)学芸員・(旧)学芸員資格の三種の有資格者が併存する事になる。この点は、文科省や養成大学側では明確な識別は可能であろうが、採用者である博物館側や県及び市町村の生涯学習課等では不明瞭であることが起因し、担当者による見解の違いなどと言った不統一性が発生することは十分予想される。

3. 養成学芸員の資質向上の為の大学養成課程の改革

先ず、博物館学芸員に要求される高度な学識は、各学術分野の専門知識と博物館学知識の二者である。前者の各学術分野に於ける専門知識は、最高学府である大学卒業と同時に形成されているものと見做せる。また、そうでなければならない。この点は、学芸員の採用にあたって博物館側が専門性を重視している点からも明白であり、一般的である。

確かに博物館は研究機関であり、あらねばならない点に異論を差し挟む余地はないが、しかし今日の社会情勢下に於かれた博物館を観た場合、博物館展示や教育諸活動がその重要性を増して居るところからも博物館経営の上でより必要となるのは、後者の博物館学知識なのである。尚、人文系博物館、中でも考古・歴史・民俗・美術等では、そこに介在する資料は過去の遺産であり、未来へ伝える保存行為こそが、歴史・民俗系博物館の第一義であるところからも博物館学意識は不可避である。この博物館知識の脆弱、意識の希薄な点が今日の社会下の博物館経営に影を落としているものと看取されるところから、博物館学の研究者の養成、学芸員の博物館知識・意識の向上に直結すべき養成制度と体制が必要であると考えられる。それには、下記の三点が必要要件として考えられる。

- 一、博物館学を専門とする専任教員の配置
- 二、大学付属博物館の設置
- 三、法定科目・単位数の拡充に基づくカリキュラムの充実

一、専任教員の配置

養成学芸員の資質向上は、先ず教員の資質向上が根本である事は確認するまでもなく、教員の博物館学知識と博物館学意識が養成内容に直截に反映することは明白である。

例えば、博物館学界では最大の学会である「全日本博物館学会」は、約400名の会員を擁しているが、このうち大学に籍を置く者は約60名である。全国大学博物館学講座協議会^{註5}（以下全博協）加盟大学の178大学を始めとし、非加盟大学152大学を合わせた博物館学課程開講大学は全国で330大学の多きを数えるのが現状である。全博協は、加盟大学は勿論、非加盟大学をも含め5年に一度開講講座実態調査を実施しており、今年3月に刊行した『全国大学博物館学講座開講実態調査報告書（第10回）』^{註6}によれば回答大学217大学で、そこで博物館学専門科目の教鞭を執る非常勤講師を含めた教員数は雑駁に数えて約700人の多きを数えるのである。大半の旧国立大学は全博協に非加盟であり、アンケート調査にも無回答であるから教員実数は更に加算されることになる。諄いようであるが、全日本博物館学会員数はこの中にあっての60名なのである。

更にまた、全博協は本年で結成50周年を迎え、これを記念して『博物館学文献目録』^{註7}を作成

したが、博物館学を担当する大学教員で博物館学に関する著書、論文を記している人数は驚く程少ないのが現状である。

かかる現実を鑑みると、先ず博物館学を専門分野に置く専任教員の配置が必須要件であり、急務なのである。ただ単に、博物館での館長経験や勤務経験、教育委員会での文化財担当・生涯学習担当経験者といった一要件のみではなく、その上に整合性のある論文審査による教員資格審査を実施することが直接に受講生の資質の向上に結びつくものであると考えられる。

二. 大学付属博物館の設置推進

文部科学省が今回の博物館法改正の中で重要視する要件の一つである学芸員の資質向上の具体の基本は、実務経験であることは一貫して明示されて来た。実務経験、即ち養成大学では博物館実習の充実と高度化に他ならない。博物館実習の単位と具体的授業内容等の詳細については後述するが、実習の場としての博物館が必要であることは多くの博物館研究者によって従来より指摘されて来た通りであり、至極当然の事である。

この点に関し岡田茂弘^{註8}は、「学内に実習できる博物館を持たない大学の学芸員資格取得課程は、譬えて言えば附属病院をもたない大学医学部のようなもので、卒業生が医師の国家試験に合格していても危なくて治療を任せるわけにはいきません。その前にそのような大学医学部は許可されないでしょうが、学芸員資格取得課程の場合にはまかり通っています。」と制度の不整備を指摘している通りである。医学部を例に持ち出すまでもなく広く教育という意味で同類である教育学部には付属小学校が必要であることは論を待たないのと同様である。

大学直属施設、学部・学科付属施設を含め、我が国の大学付属博物館数は、伊能秀明ら^{註9}の報告によると172大学260館（平成15年）と報告されて居り、今日大学総数734であるから概ね22%の設立率である。博物館学講座開設大学での大学付属博物館の設置数は、前述の『全博協開講実態調査報告書』^{註10}によれば、回答大学217大学の内設置大学は110大学で、その中でも相当施設は53大学であり、まだまだ学内実習に供するに足るユニバーシティ・ミュージアムの設置率は少ないようである。

大学付属博物館の必要性和特質は、博物館学講座開講大学にとっては先ず本稿の主旨である博物館実務の基礎を修得する博物館実習施設の確保を第一義とする。当然また、地域研究の拠点とし、地域に於ける生涯学習の場としての役割を担うものであり、その多くは郷土博物館的総合博物館とは異なり大学・学部・学科の特質に基づく専門領域を限定した単価博物館であることも、地域に於いては更なる特徴を有するものである。

また、その専門性が大学・学部・学科そのものの具現的展示であり、即ち大学の象徴であり広告塔となるのである。

大学博物館は、これほど多岐に亘りその存在を発揮し、利用価値の高い施設であることを再認識し、少なくとも学芸員養成課程を開講している大学に於ては、学術審議会による『ユニバーシティ・ミュージアムの設置について』^{註11}の報告に基づき鋭意推進させるべきであると考えられる。

三. 法定科目・単位数の拡充に基づくカリキュラムの充実

○養成科目の現状

平成8年9月、文部省（現文部科学省）による「博物館施行規則」の改正により、学芸員養成の博物館学に関する法定必修科目は従来の2科目7単位（全体では5科目10単位）から5科目9単位（全体では8科目12単位）と科目・単位数とも増加拡充が計られたことは周知の通りであり、今日に至っている。この改正は種々の意味で極めて不十分ではあったと考えているが、学芸員養成の上での資質向上に一層の充実を齎らす画期となったことは評価できるものであった。

学芸員資格取得の為の科目及び単位数を同類の生涯学習資格である図書館司書・社会教育主事と比較した場合、表でも明白であるように図書館司書14科目20単位、社会教育主事6科目24単位と、それぞれは単位数、図書館司書で科目数で学芸員資格をはるかに凌駕するものである。

先ず、養成学芸員の資質の向上を考える場合、この隔差の是正が第一であることは確認するまでもなからう。

名古屋大学		
単位	相当科目（単位・期間・開始学年）	担当教員（職・専門分野）
2	(A) 博物館概論（2・半・1, 2） 考古学概論（2・半・2） 考古学概説（2・半・2）	西川輝明（教・動物分類学） 山本直人（教・考古学） 福永伸哉（非・考古学） 木下直子（非・考古学）
1	(B) 美術史特殊研究（2・半・2） 考古学特殊研究（2・半・2）	北谷正雄（非・美術史学） 多良島哲（非・考古学）
2	(C) 考古学特集研究（2・半・2）	高橋照彦（非・考古学）
1	(D) 美術史特殊研究（2・半・2） 考古学特殊研究（2・半・2）	北谷正雄（非・美術史学） 多良島哲（非・考古学）
3	(E) 博物館実習1（1・集・3～） 博物館実習2（1・集・3～） 博物館実習3（1・集・3～） 日本史史科学（2／3・半・3～） 日本史学演習（4／3・通・3～） 美術史実習（1・通・3） 考古学実習（1・半・2）	西川輝明（教） 蛭薙観順（助・環境地質学） 足立守（教・地質学） 池内敏（教・日本史学） 伊藤俊一（非・日本史学） 宮治昭（教・美術史学） 木俣元一（教・美術史学） 山本直人（教）、梶原義実（講・考古学）

博物館学科目の読み替え例『全国大学博物館学講座開講実態調査報告書（第10回）』より

○養成科目・単位数拡充試案

新たに設けられた科目名とその詳細に関しては、施行後概ね10年を経過した今日でも誠に不明瞭であり、且つ不十分であるところから新たな科目の追加を提唱するものであり、その目的が今日の社会情勢に即した学芸員養成に於ける更なる資質の向上であることは確認するまでもない。

学芸員資格取得に要する科目（10科目14単位）

履修条件	法定科目名	科目の単位数	必須単位数
必須	博物館概論	2	2
	博物館経営論	1	1
	博物館資料論	2	2
	博物館情報論	1	1
	教育学概論	1	1
	生涯学習概論	1	1
	視聴覚教育メディア論	1	1
	博物館実習	3	3
2科目以上選択必須	文化史	1	2 認定試験免除
	美術史	1	
	考古学	1	
	自然科学史	1	
	物理	1	
	化学	1	
	生物学	1	
	地学	1	
			14

図書館司書資格取得に要する科目（14科目20単位）

履修条件	法定科目名	科目の単位数	必須単位数
必須	生涯学習概論	1	1
	図書館概論	2	2
	図書館経営論	1	1
	図書館サービス論	2	2
	情報サービス概説	2	2
	レファレンスサービス演習	1	1
	情報検索演習	1	1
	図書館資料論	2	2
	専門資料論	1	1
	資料組織概説	2	2
	資料組織演習	2	2
	児童サービス論	1	1
2科目以上選択必須	図書及び図書館史	1	2
	資料特論	1	
	コミュニケーション論	1	
	情報機器論	1	
	図書館特論	1	
			20

社会教育主事資格取得に要する科目（6科目24単位以上）

履修条件	法定科目名	科目の単位数	必須単位数
必須	生涯学習概論	4	4
	社会教育計画	4	4
	社会教育特講Ⅰ	4	4
	社会教育特講Ⅱ	4	4
	社会教育特講Ⅲ	4	4
	社会教育演習	4	4
1科目以上選択必須	社会教育実習	4	
	社会教育課題研究	4	
			24

学芸員・図書館司書・社会教育主事の科目・単位比較

先ず、従来の博物館学の専門科目である「博物館経営論」、「博物館情報論」の1単位を是正し、2単位に単位数を引き上げセメスタ制とする。抑も、両科目を1単位、即ち7回程度の授業で終了できる内容でないことは明確であるところから、平成8年度の改正に関わった方々の博物館学の知識に失礼ながら疑問すら感じる。

また、旧国立大学にままだと認められる科目の読み替えは学芸員養成の資質の向上に逆行する行為であると考えねばならないのである。

具体的には、博物館学専門科目6単位の中に、考古学概論、美術史、文化財保護等々の読み替えが多く認められる。いづれも広義の意味で博物館に関係はする分野であることは否定できないが、博物館学の正鵠を射た学術部門でないことは絶対的な事実である。拠って、法定科目に準拠した科目及び内容であることが先ず必要であると考え。

博物館学芸員養成科目・単位数拡充案（必須科目）

現行 8科目12単位

法定科目名	単位数
博物館概論	2
博物館経営論	1
博物館資料論	2
博物館情報論	1
博物館実習	3
教育学概論	1
生涯教育概論	1
視聴覚教育メディア論	1

⇒

改定案 11科目21単位

法定科目名	単位数	備考
博物館学概論	2	
博物館経営論	2	1 → 2 単位
博物館資料論	2	
博物館展示論	2	新設
博物館資料収集論	2	新設
博物館地域文化経営論	2	新設
博物館教育活動論	2	情報論改 1 → 2 単位
博物館実習	4	3 → 4 単位
教育学概論	1	
生涯教育概論	1	
視聴覚教育メディア論	1	

○新設科目の提唱

養成の資質向上の上で新たに必要とされる科目は、いづれも2単位で、「博物館展示論」・「博物館資料収集論」・「博物館教育活動論」・「博物館地域文化経営論」の4科目の法定科目を提唱するものである。以下各科目の主旨について述べると次の如くである。

「博物館展示論」

「博物館展示論」の新設の必要性については、筆者は以前より論じて来た^{註12}もので再度記すと次の如くである。

新設科目の内容

科目名・単位数	内 容
博物館展示論 2単位	○ 展示の歴史と博物館展示史 ○ 展示論史 ○ 展示の概念 ○ 展示メディア論 ○ 博物館展示教育論 ○ 博物館展示の諸形態 ○ 博物館展示の情報伝達機器
博物館資料収集論 2単位	○ 収集の歴史・コレクション形成史 ○ コレクションと博物館の萌芽 ○ 調査の理論と方法 ○ 収集の理念と具体的方法 ○ 整理・分類の理論と方法 ○ 配架の方法と目録の作成
博物館地域文化経営論 2単位	○ 地域社会とのコミュニケーション論 ○ 郷土学と郷土博物館史 ○ 地域文化と観光学 ○ 地域文化の種類 ○ 地域文化の活用と地域の活性化 ○ 文化マネジメントと野外博物館
博物館教育活動論 2単位 (情報論を拡充改称)	○ 博物館における教育活動史 ○ 学校及びスクールミュージアムの連携 ○ 博物館に於ける情報伝達の意義 ○ 教育活動の意義と方法 ○ 教育諸活動の諸形態 ○ 教育活動の企画・立案

従来より、博物館展示論・展示技法、中でも技法は多岐に亙り、更に専門的なことも相俟って展示業者主導で博物館展示は展開されてきたのが現状である。それ故にまた、展示論・展示技法は博物館界において何ら進展することなく硬渋を来たし、我が国の博物館自体の展示は何らの進捗を見ないのが現状と看取される。

当該問題の根本的原因は、何故か学芸員養成科目の中に、前述した博物館機能を代表する展示論が抜け落ちていることが大きな要因であると考えられる。当然の事ながら資料論2単位の中で僅かな展示論では、到底博物館展示の重要性すら認識し得ないのでないだろうか。

故に、諄いようであるが大学における学芸員養成課程での博物館展示論の充実こそが、我が国の博物館展示の硬渋化を脱却し、あらゆる意味で新たな博物館を誕生させる契機となるものと考えられるのである。

なぜなら、博物館イコール展示であると言う極めて単純な図式であるからであり、このことは決して忘れてはならない博物館界の不変原理とすべきであると考ええる。

○展示論の多岐に亙る範囲

前述の如く展示論は、非常に多岐に及ぶ学域で、ある意味では、いや本質的にも博物館経営論

の根幹であると同時に後述する博物館情報論の核を成す理論であり、実践学なのである。この場合でも、経営・情報分野があって、その中に展示があるのではなく、展示の中にそれぞれ経営情報分野が内蔵されているのである。

更に、再度確認して置かねばならない点は、展示こそが博物館に於ける教育形態である点である。

即ち、教育機関である博物館の教育の主翼をなす教育活動が博物館展示であることをも忘れてはならないのである。と言うのは、今日博物館教育活動を具体的に意図する分野は、展示教育を除く所謂教育諸活動を指し、博物館展示が教育であることすら忘れ去られた感すら認められるからである。当然、博物館に於ける教育は、展示と諸教育活動が両翼を成すべきであり、故に諸教育活動を決して軽視するものではない。

しかし、博物館教育活動の両翼の片翼であり、その中でも主翼である博物館展示が、博物館教育の概念の中から忘却されていること自体が憂うべき問題であると言えよう。そして、この原因こそが学芸員養成分野に於ける博物館展示論を欠如させた偏った考え方に起因することは明白なのである。

展示論は、理論と更に多大なる技術学の両面を持ち合わせる学問分野であることは関係者なら誰しもが認識している通りであろう。

先ず、博物館展示とは広義の展示の一展示形態であると筆者は位置づけている。^{註13}博物館展示を含める展示とは、ある一定の意図に基づく情報伝達の一手段である。換言すれば、展示とはメディアの一形態なのである。したがって、当該観点からも後述する「博物館情報論」との関係も生じて来るものとなる。学芸員養成上広義の展示及び博物館展示の認識と理解を求めるには少なくとも次の要件が希求されよう。

展示史、展示論史、「陳列」・「展示」用語変遷史、展示の概念、展示メディア論、博物館展示教育論、提示型展示と説示型展示、ジオラマ・パノラマ展示、映像展示論、受動態展示と能動態展示、静止展示と動態（感）展示、科学展示と歴史展示、二元展示と二重展示、構造展示等々…、展示の具体としては展示室の位置と構成、展示計画、動線計画、照明計画、色彩計画、ケースと演示具、題箋とパネルの種類と効果等々とその要件は永遠と続くと言って過言ではないのである。

また、厳密に観れば、博物館概論の中に設営されている博物館史の具体的史実は、物産会・万国博覧会・内国勸業博覧会等々をはじめとする大半は展示史によって構成されていると言っても過言ではないのである。

「博物館資料収集論」

抑も、博物館資料論は2単位である。したがって、セメスター制となる。半期、概ね15回の授業の中で、要約すると資料の収集・整理保管・保存・展示・調査研究活動となると資料論に於いても展示論に於いても到底基本を達成することすら不可能である。総時間の割には余りに内容が

盛り沢山なのである。

即ち、当該内容分類による展示と調査研究活動を除いた、純粋な博物館資料論の内容のみでも採業時間は十分とは言えないものである。

なぜなら、博物館資料論は博物館の骨格を形成する博物館資料に関する理論と実践方法であるから、そうそう簡単にすまされて良いものではないし、講義し終えるものではない。

更にまた、この中でも資料の整理・保存に関しては、人文系の中でも歴史・民俗・美術系の博物館にとっては、博物館法第2条定義で明示するところの4大機能以前の博物館設立の目的と意義の一つであると考えられるところからも決して、2・3コマまで講義し終えるようなものではないのであることは、博物館実践者や関係者なら誰でもが熟知するところであろう。

以上の如く、資料保存を加えた資料論のみでも半期授業では不十分と言える状況の中にあって、現実には展示論と調査研究活動が十把一絡げの如くの併記は極めて現実と乖離したものとなっているのである。

○収集論の範囲

展示論、収集論、教育活動論、経営論、資料論等々のいずれの博物館学の分野に於いてもそれぞれの博物館史あるいは博物館学史が存在していることは確認するまでもないが、なかでも博物館史の深淵はコレクションの形成史と展示史がその代表となることは共通の認識であろう。

したがって、収集史（コレクション形成史）は館史の中でも大きなウエイトを占める分野であることも間違いなく、この点のみを取っても「資料論」からの分離が必要と考えるのである。

更に、その内容は前述の如く収集史、国内外のコレクション形成史を基本とし、コレクションと博物館の萌芽と言った館史の一面を先ず基本とする。

次いで、博物館法第2条定義の条文に、

この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等々に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ）展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、・・・後略・・・」

と記されており、一般に博物館の4大機能の中の第一の機能が収集であると思われがちであるが、三戸幸久^{註14}が指摘するように博物館に於ける資料の収集は、調査に基づき実施されねばならない行為なのである。つまり、個人コレクターの収集とは大きく異なり、先ず収集ありきではなく、あくまでも調査の先行があつてこそ、資料の学術価値及びコレクションの学術価値は高まるのである。拠って、当該収集論には調査の理論と方法も介在させねばならないのである。一般に称する博物館に於ける調査研究論は、具体的には収集に先行し、論としては収集論の中に含めるべきものである。

更には、収集の理念と具体的方法、整理・分類の理論と方法、配架の方法と目録の作成等々の多岐に及ぶものである。

そうした場合、従来の資料論は、基本的に博物館資料の種類と資料価値、二次資料の種類と特性及び製作方法、資料の保存論と伝統的保存法、施設論等に及ぶが保存の一連として、収蔵庫の

構成と設備論等々を含めた保存論とその具体に重きを置くべきであるとする。

「博物館教育活動論」

「博物館情報論〔1単位〕」は、同じく平成8年9月に、文部省（当時）生涯学習局長より各国公私立大学長他宛に通知された「博物館施行規則の一部改正について」の中で新たに設置された学芸員養成科目である。ねらい、内容については下記の通り記されている。

科目名・単位数	ねらい	内容
博物館情報論 〔1単位〕	博物館における情報の意義と活用方法において理解を図る。	・博物館における情報の意義 ・博物館における情報の提供と活用の方法 ・博物館における情報機器

ここで意図する博物館情報論とは具体的に何であるかを理解することは、困難を極めるようである。

この点は、全国大学博物館学講座協議会全国大会資料である『「博物館情報論」シラバス集』^{註15}による当該授業内容が千差万別であることから窺い知れる。

そこには、展示論、情報機器論、視聴覚機器論、資料論、諸教育論等々をはじめ、またある者は収蔵品のデータベース化、パソコン・インターネット授業に始終するなど、共通認識は極めて少ないのである。

つまり、当該科目の設置意図が不明瞭であることに尽きよう。博物館情報とは何かを考えた場合、博物館のすべての運営機能が情報であると言っても過言ではないのである。

すべての博物館資料は、無限の学術情報を内蔵するものであり、その資料が持つ学術情報を描出するのが博物館における研究である。研究により紡ぎ出された情報を利用者に伝達するメディアが展示であるから、何もインターネットやホームページの開設や、その方法のみが博物館情報論ではないのである。

いづれにせよ内容は情報の伝達にウエイトを置くべきであると考えたところから、かつて当該不明瞭である「情報論」を「展示論」に置き替えるべきであるとの提唱をおこなった。^{註16}

しかし、大差と確定的な考えはないのであるが、「展示論」は新設し、現行の「情報論」は「教育活動論」に変更することを新たに提唱するものである。

「博物館地域文化経営論」

ここで意図する博物館地域文化とは、地域博物館が設立されている当該地域の自然と歴史・文化が相俟った所謂風土を指す。換言すれば郷土文化であり地域文化であり、これらを一箇所に集めたものが郷土博物館であり、地域博である。逆にこの核である博物館が持つ風土特性を共通する地域が博物館地域であり、博物館地域文化であるとする。

したがって、加藤有次が言う〈博物館地域社会〉^{註17}とは異なる。

博物館の設立の意義の一つでもある地域社会及び、より広範域へのコミュニケーションについて考えるものとする。

更にその中で、地域文化を博物館マネジメントの視点で考える。具体的には地域の文化的核となる遺物・史蹟・重要伝統的建造物群・近代遺産・道の駅・植物群落等々の保存と活用を、観光学の視座を加え指導する。

「博物館実習」

博物館実習は、現行3単位を4単位への拡充が必要であると考え。内訳は学内実習2単位、学外実習2単位とし、前述のユニバーシティ・ミュージアムを有し、当該博物館での具体的実習が可能な場合は、現行の通りに学内実習4単位を持って修了とする。

学内実習の基本化

博物館の基本実務の習得である博物館実習は学内実習を基本とし、少なくとも2単位は学内実習とする。この場合、従前の如く発掘実習や調理実習等々と読み替えることなく、専門領域にもよるであろうが、人文系であれば資料の取扱い方（掛軸・屏風・額物・卷子本・冊子本・着物・刀剣・鉄砲・甲冑・箱物等々）・修理法（古文書・和装本）・梱包（風呂敷包みを含む）・作法・記録法等の人文系博物館が必要とする基本的な技術を教える。

実習の単位計算は、大学設置基準が示す通り、毎週3時間15週の授業を1単位とする。毎週2時間（実際上は90分になっているが、制度上は2時間と計算している。）の実習授業を行い、1年間（30週）で完結するものを1単位と計算する。したがって、通年実習Ⅰ・Ⅱを実施し、2単位とする。基礎的実務の修得は、じっくりと取り組み、反復が必要であるところから夏期休暇中の集中等であってはならない。

学内実習の必要性

学外実習である博物館での実習を決して否定するものではない。しかし、博物館側の受け入れ先に限界があろう。仮に学外実習を2単位とした場合、実質11日間は必要である。この11日間が受け入れ側に可能であるかどうかである。この点もはなはだ疑問である。

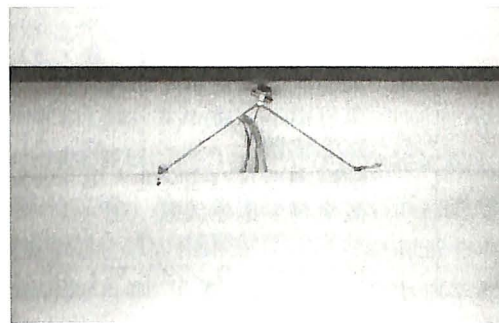
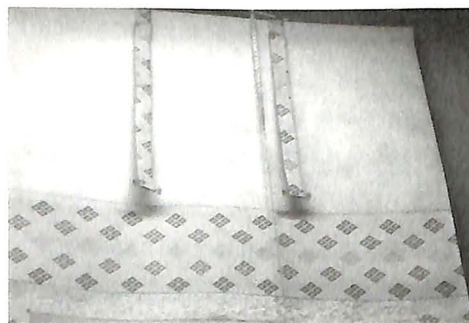
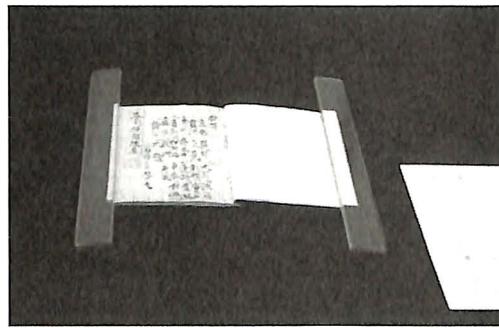
次いで、協力者会議もいずれの博物館も同一レベルの実習が実施できようとは思ってはいないであろうが、そこには恐らく雲泥の差の存在が十分予想されるのである。

登録博物館であっても、まま目にするものであるが、歴史資料の取り扱い及び保存等に関しての不具合である。例えば、日本刀展示の際の柄部の左右の位置、刀と太刀の刃部の上下、展示台の羽二重の形状、掛軸の巻緒の処理、古文書や卷子本展示の掛算の使用法、展示の際の冊子本の開き方、三具足の配置等々極めて不具合が多いことは事実である。仮にこのような博物館で実習をした場合、病気に例えるならば伝染することも想定しなければならず、最終的には日本の伝統文化の破壊に至る要件であると把握せねばならない。伝統文化保存と継承を使命とする博物館が

茨 城 大 学		
単位	相当科目（単位・期間・開始学年）	担当教員（職・専門分野）
2	(A) 博物館学Ⅰ（人文／2・集・2） 博物館学Ⅰ（理／2・集・2）	玉川里子（非） 小幡和男（非）
2	(B) 博物館学Ⅲ（人文／2・半・4） 博物館学Ⅲ（理／2・半・4）	小泉晋也（教・日本近代美術史、博物館学、美術批評） 未定
1	(C) 博物館学Ⅱ（情報論）（人文／1・集・3） 博物館学ⅡA（理／1・集・2）	小泉晋也（教） 小泉晋也（教）
1	(D) 博物館学Ⅱ（経営論）（人文／1・半・3） 博物館学ⅡB（理／1・集・2）	小泉晋也（教） 豊遙秋（非）
3	(E) 博物館実習ⅠA・ⅡA（人文／1・集・3） 博物館実習ⅠB・ⅡB（人文／1・集・3） 博物館実習Ⅱ（理／2・集・3） 生態学実験（理／2・集・3） 生態学野外実習（理／2・集・3） 地質環境化学実習（理／2・集・2） 地質学実験（理／2・半・2） 地質学実験（理／2・半・2） 自然史化学巡検Ⅰ（理／2・集・3） 自然史化学巡検Ⅱ（理／2・集・3）	山根爽一（教・生物多様性分類） 小泉晋也（教） 安藤寿男（助・古生物学、堆積学、地質学） 山村・大塚 堀良通（助・植物生態学、個体群生物学、他） 楡井久（非）岡田・安藤 田切美智雄（教・岩石学、地質学、地球科学） 安藤・天野・岡田田切・藤縄・松影 佐々木直毅（非）

島 根 大 学		
単位	相当科目（単位・期間・開始学年）	担当教員（職・専門分野）
2	(A) 博物館概論（共／2・集・2） 博物館概論（生／2・集・2）	高安克己（非・環境地学） 秋吉英雄（助・生物機能学）
2	(B) 博物館学各論Ⅰ（生／2・集・2）	神谷英利（非・古生物学）
2	(C D) 博物館学各論Ⅱ（生／2・集・3）	神谷英利（非）
2	(E) 博物館実習（理／1・集・3） 博物館実習に係る事前及び 事後指導（理／1・集・3） 岩石学実習（理／2・半・2） 地学実習（理／2・半・3） 生物学実験（理／2・半・3） 博物館実習（生／1・集・3） 博物館実習に係る事前及び 事後指導（生／1・集・3） 臨海実習Ⅰ（生／1・集・2） 臨海実習Ⅲ（生／1・集・3） 微生物生態学実験（生／1・半・2） 動物生態学実験（生／1・半・2） 地学実習（生／2・半・3）	高安克己（非） 高安克己（非） 高須晃（教・岩石学）他3名 木村純一（教・地球化学）他9名 生物資源科学部生物科全教員13名 石田秀樹（講） 丸山好彦（助・発生生物学） 大津浩三（教・動物生理学） 井藤和人（教・土壤微生物生態学）・巢山弘介 木村憲二（教・昆虫生態学）他3名 木村純一（教・地球化学）他7名

博物館実習の科目の読み替え例『全国大学博物館学講座開講実態調査報告書（第10回）』より



博物館で実際に見られる不具合な資料の取り扱い・展示例（ほとんどが登録博物館）

決して誤ってはいけない点である。

この原因は、実務の基本を大学で指導していないからであり、このような資料の取り扱いや資料の保存方法、または一次資料の二次資料化（写真・実測・拓本・模造等）と言った基本は大学でじっくりと指導すべきであると考ええる。自然系に於いても同様であり、それぞれの専門領域の基本実習は大学で実施しなければならないと考える。

学外実習－博物館での実習－

学外実習は、博物館でなければならない、ギャラリートーク・ワークショップ・各種講座等々の来館者の接遇、資料の展示や照明、温湿度の計測、収蔵庫への入室等の心得、配架方法等々の実務経験の場である。

4. 学芸員有資格者採用の要望に基づく博物館法第6条の改正案

以上の如く、大学側も養成に力を注ぎ着任時の学芸員の資質の向上に努めた場合、博物館側の採用も有資格者に限定する指導を文科省に切望する次第である。具体的には博物館法第6条（学芸員補の資格）が無資格者の博物館専門職としての採用を許す法的根拠となっているところから、当該条文は今日の社会情勢から鑑みても改正しなければならない条文であると考ええる。

・学芸員補の資格の制度化（学芸員補の資格に関する博物館法の改正）

博物館法第6条で示す「大学に入学することのできる者」は、換言すれば高等学校を卒業した者と言えるが、館法制定時ならばともかく、今日の社会では高校卒業者が学芸員補に採用される確立は極めて低いと看取される、よって、下記のように学芸員補資格の明確な制度化を提案するものである。

現行

（学芸員補の資格）

第6条 学校教育法（昭和22年法律26号）第56条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

↓

改正案

下線部を「短期大学を卒業し、博物館に関する所定の科目の単位を取得した者」に改正する。

先ず、博物館法第4条の3項の遵守の徹底に努めるよう文部科学省は、地方公共団体の設置する公立博物館に対し、指導を願いたい。

我が国の成熟した社会にあっては、車の運転は勿論の事、医師、教師、調理師、美容師等々のいずれに於いても無免許、無資格は許されない社会情勢にあって、生涯学習・文化の拠点である博物館に無法が存在すること自体が問題である。

拠って、法の遵守からしても有資格者の配置を徹底して戴かねばならない。

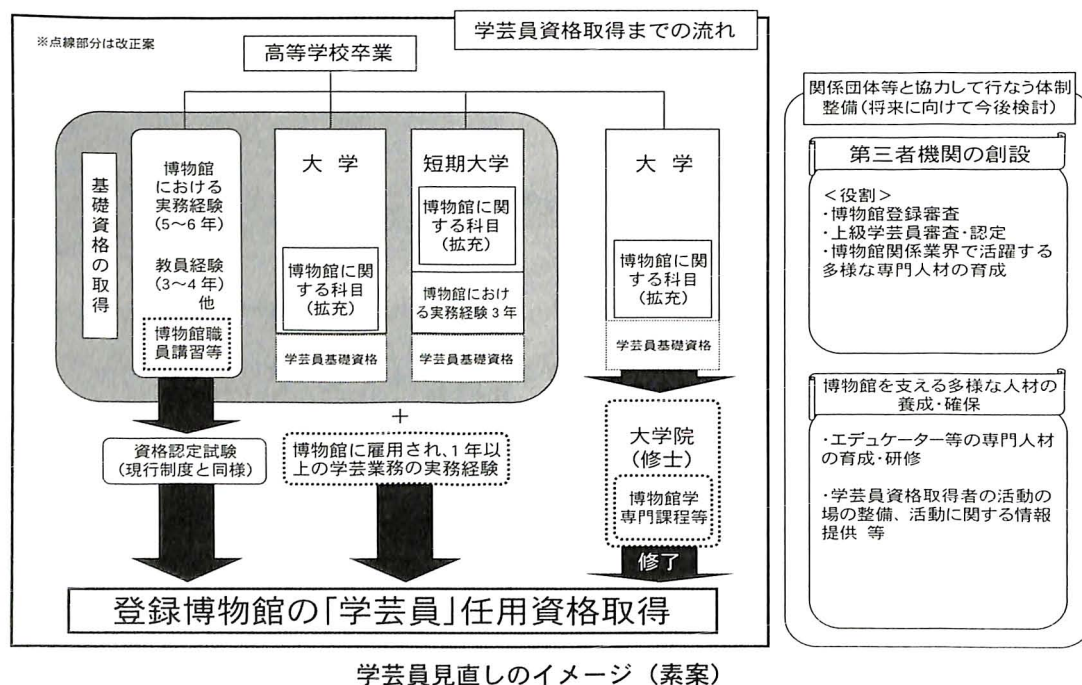
表1、2は検討協力者会議が示してきた学芸員資格取得に至るフローチャートである。表1は、「新しい時代の博物館制度の在り方について（たたき台）」のフローチャートで、表2は、平成19年6月に出された最終報告である。両者を比較すると、表1には大学・短期大学とは別に、「博物館における実務経験（5～6年）」・「教員経験（3～4年）他」、「博物館職員講習会等」とした資格取得方法が左端に記されている。

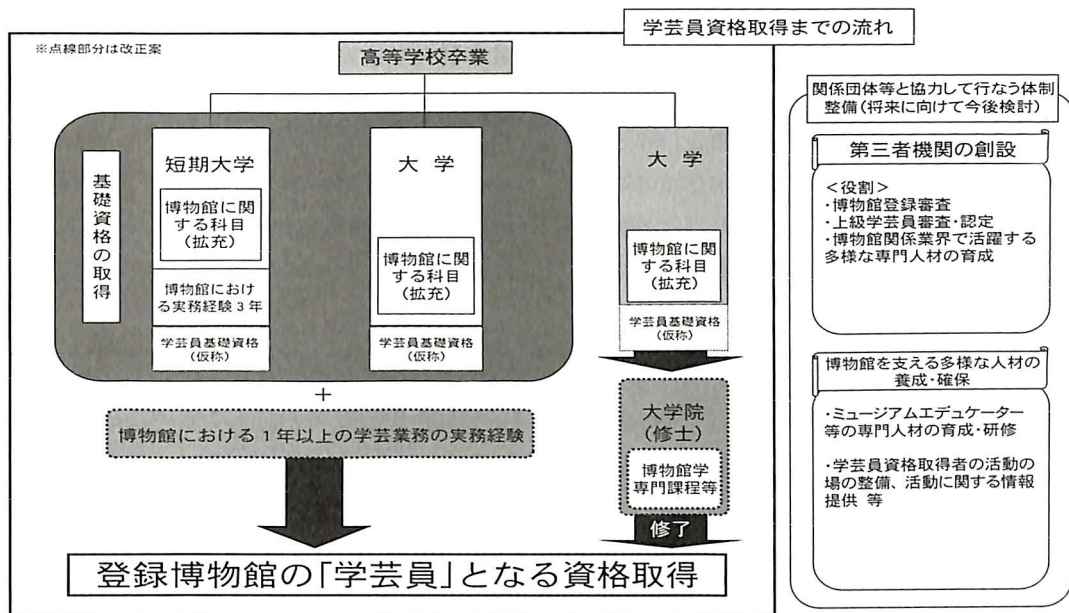
最終報告である表2にはない。故に、表1の左端の条件による学芸員資格取得が無くなったかに観えるが、決して無くなってはいないのである。

つまり、表1・表2のフローチャートのタイトルを変化させたのである。表1は、「学芸員資格見直しのイメージ（素案）」に対し、「学芸員資格取得までの流れ（大学卒業者の場合）（イメージ）」と変更しているのである。即ち、最終報告のフローチャートはあくまで大学卒業者の場合で、厳密には大学が開講する資格講座受講者の場合であって、他の場合は異なるということである。要するに、博物館職員講習による資格取得は存在しているのである。

ここで問題なのは、博物館職員講習ではなく、講習に参加できる条件であるところの「博物館における実務経験（5～6年）」である。講習に至る5～6年は無資格なのである。無免許で5～6年運転し、無事故・無違反であれば講習で免許がもらえ、5～6年無資格であっても医師をすれば講習で免許が取得できることは絶対ないのである。

したがって、かかる観点での資格の取得方法の継続は、新ためるべきであり、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターによる講習は現職学芸員の資質の向上を目的とする方向に変換





学芸員資格取得までの流れ(大学卒業者の場合)(イメージ)

し、義務化が可能であれば最も好ましいものとする。

また、「教員経験3～4年」とする条件の意味は全く不明である。共に教育基本法の範疇ではあるが学校教育と社会教育、中でも博物館運営とは異なるステージであるからである。

学校教員の博物館への配置は、博学連携の一端とも理解されるが、本来博物館は教員人事の枠外でなければならないはずである。同様な事は、教職を志し教員となった者も同じであろう。

要するに博物館の専門的経営は、学芸員が担うのであって、館長や学芸課長は行政職や校長経験者、あるいは大学からの研究者である必要はないのである。極論すれば市民と共にある博物館は、経営基盤においては学芸員と共にあるのであって、当該意識こそが学芸員の資質の向上を呼び、結果博物館は良くなるものと考えられる。

註

註1 これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議2007「これからの博物館の在り方」

註2 2006. 11. 28 朝日新聞夕刊

註3 青木 豊 2007「博物館法改正に係る要望について」『全博協会報』44所収 全国大学博物館学講座協議会

註4 辻 秀人 2007「学芸員資格要件の高度化の方向について(要望)」『全博協会報』44所収 全国大学博物館学講座協議会

註5 昭和32年設立。博物館学講座開講大学の協議会。現在180大学加盟。國學院大學博物館学

研究室に事務局を置く。下部組織として、「全国大学博物館学講座協議会東日本部会・同西日本部会」の両部会がある。東西両部会長は、東北学院大学辻秀人教授・花園大学芳井敬郎教授をそれぞれ部会長とする。

註6 全国大学博物館学講座協議会2007『全国大学博物館学講座開講実態調査報告書（第10回）』

註7 全国大学博物館学講座協議会50周年記念。博物館学文献目録編纂委員会2007『博物館学文献目録（著者名分類編）・（内容分類編）』全国大学博物館学講座協議会

註8 岡田茂弘 2003「大学博物館のすすめ」『学芸員』No.7 学習院大学学芸員資格取得に関する委員会

註9 伊藤秀明・織田潤・伊藤麻里 2003「資料 日本のユニバーシティ・ミュージアム」『明治大学博物館研究報告』8

註10 註7と同じ

註11 学術審議会学術情報資料分科会学術資料部会 1996『ユニバーシティ・ミュージアムの設置について』（報告）

註12 青木 豊 2006「学芸員科目としての『博物館展示論』の提唱」『全博協研究紀要』第9号 全国大学博物館学講座協議会

註13 青木 豊 2003『博物館展示の研究』（株）雄山閣

註14 三戸幸久 2004「博物館法における「博物館の定義」に関する事項の改正を」『学会ユース』No.68 全日本博物館学会

註15 國學院大學栃木短期大学2000『平成12年度全国大学博物館学講座協議会加盟大学「博物館学情報論」シラバス集』全国大学博物館学講座協議会全国大会実行委員会

註16 註12に同じ

註17 加藤有次 1977『博物館学序論』雄山閣

加藤有次 1996『博物館学総論』雄山閣